

## 「コレクションづくりの考え方」

嶋田 学(奈良大学 文学部 司書課程)

### 0. 本日のゴール

図書館におけるコレクションの構成要素を理解し、その構築過程の多様な諸相について検討し、それぞれの現場での実際的な課題に向き合う基本的な姿勢を共有しよう。

### 1. コレクションとは

図書館資料によって構成される提供資源の集合体

- 図書、雑誌、新聞、マイクロフィルム、視聴覚資料(フィルム、ビデオ、DVD、レコード、CD)、冊子資料、パンフレット、リーフレット、電子媒体情報(CD-ROM等)
- ※オンラインデータベースは図書館資料とは見なされない。
- ※電子書籍は？

### 2. コレクションづくりとは

#### 1) コレクションを構築すること

- 資料選定(図書選択)という営為
- 「結果」または「成果」としての蔵書構成(コレクション構造の諸相)

#### 2) コレクションは「結果」か「成果」か？

◎結果としてのコレクション(Bestandsstruktur)

- 利用者要求の付度、リクエスト、話題の出版物などをもとに資料選定した結果としての蔵書状態。

◎成果としてのコレクション(Collection Building)

- 利用者要求も踏まえつつ、諸要件によって蔵書を組織的意識的に形成した蔵書状態。

#### 3) コレクションの構成要素

◎種別蔵書

図書館の目的や図書の目的を区分原理とする

児童書 入門書 実用書 概説書 学術書 研究資料

◎主題別蔵書構成

主題分類を区分原理とする

NDC分類ごとの蔵書冊数、比率の諸相

◎形態別資料構成

資料の形態を区分原理とする

図書資料

非図書資料(パンフレット、逐次刊行物、地図、フィルム、スライド、マイクロ資料、録音資料)

### 3. コレクション構築に勘案されるべき条件の諸相

#### 1) 利用者の諸相(対象のセグメント)

◎年齢区分

児童 → 乳幼児、幼児、小学生、中学生、高校生、十代青少年、勤労青少年  
成人 → 若年層、中年層、壮年層、前期高齢者、後期高齢者

◎職業属性

無職、自営業、事務職、営業職、技術職、職人、サービス業、医療職、看護職、介護職  
教職、農林水産職、その他の専門職、家事職

◎個人特性

健常者、障がい者(身体、精神、発達)およびその家族、難病罹患者およびその家族  
生活困窮者、多様な性、

◎その他の属性

外国人、留学生

2) 地域社会の属性

◎地理的属性 都市部、近郊部、田園地域、中山間地域、山間部

◎産業的属性 農林水産地域、製造業地域、商業地域、住宅地域

◎地域歴史属性 古くからの居住地(城下町、門前町)、戦後開発された居住地、  
合併自治体、非合併自治体

◎自治体政策的属性 自治体総合計画、福祉施策、教育文化施策、産業経済施策

4. コレクション形成にかかる法的側面

1) 図書館法、学校図書館法、大学設置基準

図書館法(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

学校図書館法(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

大学設置基準(昭和31年10月22日 文部省令第28号)

(図書等の資料及び図書館)

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2) 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成13年7月18日 文部科学省告示第132号)

二 市町村立図書館

(二) 資料の収集、提供等

- ① 住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙 等多様な資料の整備に努めるものとする。
- ② 多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。
- ③ 電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。
- ④ 本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。
- ⑤ 資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

三 都道府県立図書館

- (六) 資料の収集、提供等 都道府県立図書館は、三の(九)により準用する二の(二)(\*)に定める資料の収集、提供等のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布 (\* ) 市町村立図書館の資料の収集、提供に準じる

3) その他の倫理規定

- ① 「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会 1954年採択 1979年改訂)

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
  - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
  - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
  - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
  - (5) 寄贈資料の受入にあたっては同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

## 第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

(1) 人権またはプライバシーを侵害するもの

(2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの

(3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料

2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。

## ②図書館員の倫理綱領(日本図書館協会 1980年6月4日 総会決議)

(資料に関する責任)

第4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。

図書館員は、専門的知識と的確な判断とに基づいて資料を収集し、組織し、保存し、積極的に提供する。そのためには、資料の収集・提供の自由を侵すいかなる圧力・検閲をも受け入れてはならないし、個人的な関心や好みによる資料の収集・提供をしてはならない。図書館員は、私的報酬や個人的利益を求めて、資料の収集・提供を行ってはならない。

第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。

資料のひとつひとつについて知るということは決して容易ではないが、図書館員は常に資料を知る努力を怠ってはならない。資料についての十分な知識は、これまでも図書館員に対する最も大きな期待のひとつであった。図書館に対する要求が飛躍的に増大している今日、この期待もいちだんと高まっていることを忘れてはならない。さらに、この知識を前提としてはじめて、潜在要求をふくむすべての要求に対応し、資料の収集・提供活動ができることを自覚すべきである。

第12 図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる。

出版の自由は、単に資料・情報の送り手の自由を意味するのではなく、より根本的に受け手の知る自由に根ざしている。この意味で図書館は、読者の立場に立って、出版物の生産・流通の問題に積極的に対処する社会的役割と責任を持つ。また図書館員は、「図書館の自由に関する宣言」の堅持が、出版・新聞放送等の分野における表現の自由を守る活動と深い関係を持つことを自覚し、常に読者の立場に立ってこれら関連分野との協力につとめるべきである。

## 5. コレクションの役割と機能

### 1) コレクションの役割

◎教育的役割

◎調査研究的役割

- ◎文化的役割
- ◎趣味、余暇の充足
- ◎社会基盤の維持向上(治安、リテラシー)

2) コレクションの機能

- ◎記録保存機能
- ◎教材機能
- ◎情報伝達機能

6. 資料選択の考え方

1) コレクションの構成要素および構築に勘案されるべき条件を踏まえた意識的、組織的な資料選択

- ◎「資料収集方針」や「資料選定基準」に基づき、当該年の資料発注計画に基づき選択する。

※資料収集方針とは？

当該図書館の資料収集に関する考え方を示したもので、その目的や選択にかかる基本姿勢や留意事項、資料種別による選択の考え方をまとめたもの。

※資料選定基準とは？

当該図書館における個別の資料選定に際して拠りどころとなる考え方。総則的な基準のほか、NDCの百分類程度の細分で選定の目安を示している。

- ◎蔵書構成全体のバランスおよび、資料の硬軟、難易、評価等、資料価値に基づき選択する。

→ いわゆる「価値論的資料選択」

2) 利用者の要求にもとづき資料を選択

- ◎事前選択(潜在的な要求への対応)

すでに利用実態がある分野の資料など、利用者の資料ニーズを忖度し、具体的な要求が出る前に利用予測(仮説)を立てて適書を選択する。

- ◎事後選択(顕在化要求への対応)

利用者からのリクエストを受けて、資料を選択する。

→ いわゆる「要求論的資料選択」

3) 社会的懸案事項や地域課題に即して潜在要求の仮説を立てて資料を選択(利用の掘起し)

- ◎諸情勢への対応資料の選択

世界情勢や内政の課題、教育、福祉、雇用等の社会的問題の解決や流行事象に対応した資料の選択。

- ◎当該地域、自治体、特定コミュニティの課題解決に役立つ資料に対応した選択。

→ 「目的論的資料選択」、あるいは、「潜在的な要求掘起し型選択」

【参考図書】

明定義人 『(本の世界)の見せ方～明定流コレクション形成論

(JLA図書館実践シリーズ34) 日本図書館協会 2017年

「住民の求めているものは何か、を考え、予想(仮説)を立て、本を選び、「棚」に並べ、反応を見る(実験)反応から新たな予想(仮説)を立て、本を選ぶ」

## W2. グループで意見交換してください(10分間)

～背景～

「健康医療情報コーナー」を充実させたことで、関連主題の貸出とレファレンスがそれぞれ、10%増加したが、資料購入費を傾斜配分したためか、全体の貸出冊数は対前年比で3%減少した。

Q. このコレクション形成とサービス展開は、当該図書館にとって妥当なものか？  
(当該年と前年では、人口、資料購入費の総額に変化はないものとする)

### 【検証】

- ・貸出冊数は、3%減少した。
- ・医療関連資料の貸出は10%増加した。
- ・他の主題の資料の貸出が減少したと考えられる。

### 【検討】

- ・実利用者数は、増加していないかどうか。
  - 医療関連図書の貸出が10%増加したのであれば、新たな利用者層が生まれている可能性
  - もし、実利用者数が増えていたとすれば…リピーターによる貸出利用が減少し、未利用者が、医療系図書の利用者として現れた？

## 7. 出版世界とコレクションの関係性

### 1) 出版物を選択すること

年間8万点といわれる出版物(雑誌、コミック除く)を、毎年、予算と資料要求と蔵書構成を踏まえて、総合的に評価して図書選択を行い、コレクションを形成し続ける。

### 2) 出版の表象的特徴

可視化できるものとしては、出版→陳列→購入または返品→在庫または裁断処分、というフローをたどる。

→メタデータ、および古書市場を除いて、書店の瞬間コレクションは市場性に支配される。

### 3) 図書館コレクションの表象的特徴

図書館の予算規模により、コレクションとなるのは出版物のごく一部であるが、毎年、選択される資料は、その図書館の物理的限界範囲内で蓄積され、出版表象の一部を経時的に可視化している。

→メタデータ、現物の両方で、当該地域の要求および図書館の組織的な出版物のコレクションが形成されている。公開、提供を前提とした出版保存が限定的に可能。(公共性)

※つまり、出版界では不可能な、意図的、組織的な出版物の保存、公開、提供が、市場とは切り離されて実現出来ているのが図書館。

※公共性特質 ①公的 (official) ②すべての人々に共通 (common) ③公開 (open)

齋藤純一『公共性』、岩波書店(思考のフロンティア)、2000年、ivp

## 8. 資料選択者としての図書館員

### 1) コレクションづくりに求められるスキル

◎自館コレクションを俯瞰できること

- ◎出版世界の諸相を見渡せること
- ◎利用者が求める資料を選択できること
- ◎これから利用者になる人が求める資料を選択できること
- ◎上記の要求への対応を行いつつ、当該地域の図書館の目的にかなったコレクションの諸要素のバランスをとり、適切な蔵書を構築する。

2) コレクションづくりのための実践

- ◎出版情報をくまなくチェックする
- ◎書店で現物に触れ、出版物の特性(種別内実、出版社特色等)を知る。
- ◎自館コレクションを見渡す(排架、書架整理)
- ◎現利用者のニーズを把握し、要求に応える選書に努める。
- ◎当該地域の特性を理解し、ニーズの仮説を立て、新たな要求を喚起するよう努める。
- ◎コレクションがより活きるよう、配架や陳列に工夫を凝らす。

9. 県立図書館の蔵書構成と市町村立図書館の蔵書構成の関係性

1) 県立図書館論における2つの議論

- ①直接サービス(第一線図書館機能)→「来館する県民への直接サービス」と  
間接サービス(第二線図書館機能)→「市町村立図書館を通して県民にサービス」  
→「直接来館する県民のニーズに応える資料選択」と  
「市町村立図書館へのサービスのための資料選択」による蔵書構築
- ②機能分担論→「県立は、専門書を収集、保存」「市町村立は、一般書を収集、保存」と  
全面的サービス論→「一般書から専門書まで収集、保存」  
※滋賀県立図書館「市町村立の買いたくない資料を収集、提供する」

2) 2つの議論における蔵書構築上の課題

- ①直接サービス(第一線図書館機能)と間接サービス(第二線図書館機能)  
→間接サービスに徹するため、資料選択はあくまで市町村立図書館からの要望を満たすものを重視するか、あるいは、直接来館する多様な県民ニーズに応える蔵書構成を目指すか。
- ②機能分担論と全面的サービス論  
県立図書館は、あくまで市町村立図書館では提供が難しい専門書、研究資料等の選定を重視し、一般書の収集は控えるか、あるいは、市町村立図書館の予算上の限界を踏まえた一般書の相互貸借に配慮した蔵書構成を妥当と考えるか。

【参考図書】

河井弘志ほか『蔵書構成と図書選択』(図書館員選書4)日本図書館協会、1983年  
安井一徳『図書館は本をどう選ぶか』(図書館の現場5)勁草書房、2006年  
伊藤昭治、山本昭和『本をどう選ぶか～公立図書館の蔵書構成』日本図書館研究会、2000年

嶋田学「図書館資料の選び方・私論」『ライブラリー・リソース・ガイド』14号～17号ARG、2016年

新出「県立図書館の『第一義的機能』」『現代の図書館』Vol.44,no.4,pp202-213、2006年12月号

岡本真、LRG編集部「総特集 都道府県立図書館サミット2016」『ライブラリー・リソース・ガイド』17号、ARG、2016年

⇒具体的な展開、検討は、「コレクションづくりの実際」で行います。